

八王子市医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種実施要綱

令和5年（2023年）4月1日施行

（目的）

第1条 この事業は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による定期の予防接種（以下、「定期予防接種」という。）のうちA類疾病について、医療行為により免疫が消失した者に対し予防接種を再実施することで、感染症への免疫を高め、発症を未然に防止するとともに、公衆衛生の向上及び市民の負担軽減に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における「再接種」とは、対象となる者が過去に接種した日時点での定期予防接種について、再度接種を実施することをいう。

（対象者）

第3条 この要綱で定める対象者は次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 接種日当日に八王子市に住民登録がある者
- (2) 造血幹細胞移植、化学療法等の医療行為の影響により、医師から再接種が必要と診断された者

（対象となる定期予防接種）

第4条 この要綱の対象となる予防接種は次の各号に示す定期予防接種とする。

- (1) ジフテリア
- (2) 百日せき
- (3) 急性灰白髄炎
- (4) 麻しん
- (5) 風しん
- (6) 日本脳炎
- (7) 破傷風
- (8) 結核
- (9) Hib感染症
- (10) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
- (11) ヒトパピローマウイルス感染症
- (12) 水痘
- (13) B型肝炎

2 この要綱に基づき接種を行う場合に使用するワクチンは、再接種が必要とされたワクチンを使用するものとし、接種年齢及び接種回数はワクチンの添付文書で定められているものを上限とする。ただし、再接種が必要とされた定期予防接種について、過去に接種したワクチンが再接種をしようとする時点で使用されていないワクチンを用いて接種した場合、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）附則各条に規定するみなし規定を適用し、再接種を行う時点で使用しているワクチンを用い接種を行うものとする。

3 この要綱に基づき接種を行う場合に使用するワクチンは前項に規定するワクチンのほか、第 4 条に規定する定期予防接種を再接種する時点において第 6 条の規定により定めるワクチンを用い接種を行うことも可とする。

（予防接種実施方法）

第 5 条 予防接種は、一般社団法人八王子市医師会及び市長が指定した医療機関（以下、「指定医療機関等」という。）への業務委託より行うものとし、指定医療機関等において実施する。

（接種の方法）

第 6 条 接種の方法は予防接種法実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）第 9 条から第 21 条の規定に準ずるものとする。ただし、接種年齢についてはワクチンの添付文書に定める年齢を上限とする。

（申込方法）

第 7 条 この要綱に基づく予防接種を受けようとする場合は、次の各号に定める書類全てを健康医療部保健総務課に提出しなければならない。

- (1) 医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種申請書（様式 1）
- (2) 医療行為の影響に伴う再接種に関する意見書（様式 2）

（審査）

第 8 条 前条の申し込みを受けた場合、内容について審査を行い、結果について医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種（認定・不認定）通知書（様式 3）により通知しなければならない。

（依頼書の発行）

第 9 条 前条の審査の結果、認定した予防接種については、次の各号に定める書類を発行する。

- (1) 予診票
- (2) 医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種実施依頼書（様式 4）

(3) 医療行為による予防接種の免疫消失者に対する特別接種予防接種済証（様式 5）
（以下、「接種済証」という。）

2 対象者が 18 歳未満の場合、接種記録は母子健康手帳に記録するものとし、前項第 3 号に定める接種済証は発行しない。

（受診方法等）

第 10 条 申請書に定める対象者は、健康保険証等を持参したうえで、前条第 1 項各号に定める書類を指定医療機関等に提出することで接種を受けることが出来るものとする。なお、対象者が 18 歳未満の場合、前条第 1 項第 3 号による書類の提出は不要とし、母子健康手帳を持参し接種を受けるものとする。

（接種費用）

第 11 条 接種に係る費用は無料とする。

（健康被害救済）

第 12 条 この予防接種により、重篤な健康被害が発生し認定された場合の健康被害救済措置は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成 14 年（2002 年）法律第 192 号）の規定に基づく健康被害に対する給付とする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 1 日から施行する。